

年 月 日

大阪府動物愛護管理センター所長 様

申請者の氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 申請者の住所
 事業所の名称
 事業所の所在地
 登録の業種
 電話番号
 (※動物取扱業の登録と同一のこと)

登録申請書

おおさかアニマルパートナーシップ制度事業実施要領第4条第1項第一号の規定に基づき、以下のとおり申込みいたします。

以下の□にチェックを記入してください。

裏面の登録基準を満たし、以下の通り活動するため登録します。
 (※一事業所で複数業種の登録を持つ業者は、業種ごとの基準をすべて満たすこと。)

登録基準を満たすことができなくなった際は登録申請の取り下げ又はパートナーシップの解消に同意します。

項目	活 動 内 容
適正飼養普及啓発事業への協力	例)：府民の飼育動物の適正飼養の推進、イベント連携等
譲渡事業等への協力	例)：府のリーフレット配布、府民が飼えなくなった動物の新しい飼い主探しへの協力等
逸走および遺棄虐待防止対策事業への協力	例)：マイクロチップの普及啓発(マイクロチップリーダーの設置を含む)、逸走及び遺棄を防止するための説明資料配布等

担当者 氏名		連絡先	
-----------	--	-----	--

【登録基準】

一 全業種共通基準は、以下のとおりとする。

イ 次のいずれの法令も遵守していること

- (1) 狂犬病予防法
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法」という。）
- (3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例
- (4) 法第12条1項第五号、第六号に規定されている法律（(1)(2)を除く。）

ロ 事業者（法人の場合、法人の役員を含む。）が、次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 大阪府（以下、「府」という。）の指名停止措置を受けている者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 府の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

ハ 府の各事業への協力について具体的内容を挙げること

ニ 本制度の登録にあたって、動物取扱責任者に府の実施するパートナーシップ講習会を受講させ、動物取扱責任者に変更があれば、その都度受講させること

ホ 一のハに基づいて、実施した活動について活動記録（様式1）を作成し

事業年度終了後、4月末日までに府に提出すること なお、事業年度とは、パートナーとなった日から次の3月31日までとし、次年度以降は4月1日から翌年の3月31日までとする。

ヘ 大阪府の動物愛護管理行政にご理解いただけること

ホ 動物愛護管理センター所長（以下、「所長」という。）が、法第一条の目的を鑑み、適正と認めること

【個別基準】※競りあわせん業については個別基準無し

(販売業※業者間取引を除く)

- ・顧客から誓約書（様式2）を徴取し、5年間保管し、府の求めに応じて提出すること
- ・販売時には、顧客に適正飼養・終生飼養に関する事項を説明し、顧客にチェックシート（様式3）に記入・署名させたものを、誓約書に添付して5年間保管すること
(保管・貸出し・訓練・展示・譲受飼養業)
- ・取扱動物のワクチン接種、内部外部寄生虫の予防、所有者明示の方法について、取引状況記録台帳等に記録すること